平成30年1月から資源ごみの分別方法が一部変わります

平成 30 年 4 月から容器包装プラスチックの収集を実施するに当たり、移行期間として 平成30年1月から資源ごみの分別方法が一部変わりますので、御協力をお願いいたします。

1. 「容器包装プラスチック」の収集がはじまります

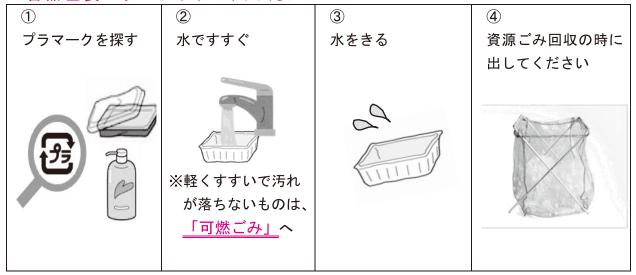


「容器包装プラスチック」とは、商品を包装 しているプラスチック製の資材のことです。 容器包装プラスチックには、プラマークが 表示されています。

「⑮ 容器包装プラスチック」として、新たに分別収集される主なもの

ボトル・	袋•	食品トレイ類	カップ・	発泡スチロー
キャップ類	ラベル類		パック類	ル類
	お菓子の外袋やペットボトルのラベルなど	色柄含む		大きいものは割って 出してください。

<容器包装プ<mark>ラスチックの出し方></mark>



(注意) 収集の対象とならない主なもの

マークがついているが、水で汚れが落ちないもの、落ちにくいもの

(例)・マヨネーズや歯磨き粉などチューブ類

- ・カレーなどレトルト食品の容器
- サラダ油、ドレッシングが入った容器など

「可燃ごみ」へ

プラマークのない、プラスチック製品

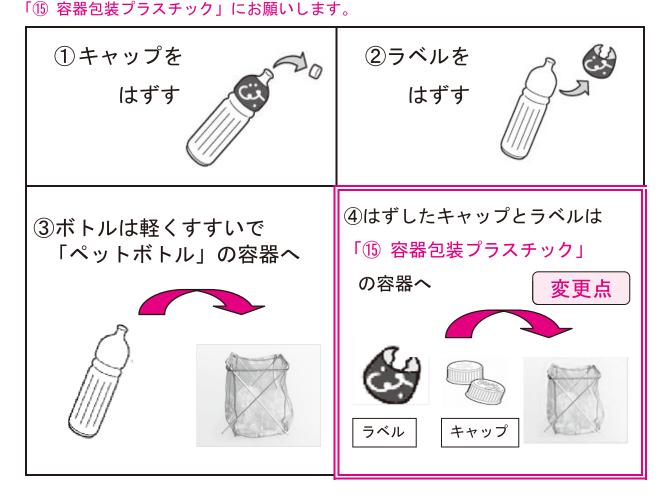
(商品そのものがプラスチック製)

(例) プラスチック製のバケツや食器、 おもちゃ、ビデオテープ、CD、 ハンガー など

「仙プラスチック類」へ

2. ペットボトルの出し方

広報うきは9月15日号にラベルとキャップの出し方について掲載していましたが、平成30年1月から「容器包装プラスチック」の収集を開始するに当たり、ラベルとキャップは



お手数をお掛けいたしますが、<u>ごみの減量と容器包装のリサイクル推進</u>のため、 御協力をよろしくお願いいたします。

■問い合わせ 市民生活課生活環境係 Tel75-4972